

第 6 章 減免対象施設

(法第 701 条の 57・市税規則第 20 条別表第 4 関係)

(表中の分数が減免割合、○印は全部が減免該当)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
学 術 文 化 の 振 興 等 に 特 に 寄 与 す る も の と 認 め ら れ る 施 設	1	1	教科書の出版の事業の用に供する施設	1/2	1/2	教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設
		2	演劇興行業の用に供する施設	1/2		法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」といいます。)で、次に掲げるもの ア その振興につき、国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められる施設 イ 前ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積以上であるものの当該舞台等
		3	指定自動車教習所	1/2	1/2	道路交通法第 99 条の規定による指定自動車教習所
		4	生徒、児童等の旅行の用に供するバス事業に係る施設	(注1)	(注1)	道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除きます。)、同法第 124 条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限ります。)
中 小 企 業 対 策 等 の 産 業 振 興	2	1	酒類の保管のための倉庫	1/2		酒税法第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫
		2	タクシー事業の用に供する施設	○	○	法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシー台数が 250 台以下であるもの
		3	農林中央金庫	○	○	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
政策上特に配慮の必要があると認められる施設	2	4	農林水産業者の共同利用施設	○	○	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）
		5	果実飲料又は炭酸飲料の保管倉庫	1/2		果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 m ² 以下の場合に限ります。）
		6	倉庫業者の倉庫又は一般港湾運送事業及び港湾荷役事業の用に供する上屋	○	○	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 m ² 未満であるもの
その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	3	1	ビルの室内清掃及び設備管理等に従事する者		○	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に直接従事する者
		2	列車内食堂等に従事する者		1/2	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に直接従事する者
		3	古紙の回収事業用施設	1/2		古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設
		4	家具の保管庫	1/2		家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設
		5	コンテナ貨物の荷さばき施設	1/2		港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設
		6	ねん糸等の原材料、製品の保管施設	1/2		ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限ります。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含みます。）の用に供する施設
		7	つけものの製造施設	3/4		野菜又は果実（梅に限ります。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
その他			休止施設	(注2)		一棟の建物全域にわたる施設又は一棟の建物内において他の施設と明確に区画されている施設で、課税標準の算定期間中継続して6か月以上休止しているもののうち、次のいずれかに該当するもの (1) 当該施設が閉鎖され、設備等の維持管理及び維持補修が行われておらず、現に使用されていないと認められるもの (2) 当該施設に必要な附帯設備（電気設備、給排水設備）が除去又は閉鎖され、当該施設を使用することができないと認められるもの (3) 監督官庁に対して休業等の届出義務があるものについて、当該休業等の届出がなされており、当該施設が現に使用されていないと認められるもの (4) 当該施設が補修、改修、改装等のため使用できないと認められるもの ※ 休止を開始するときは、現地調査を行う必要があるため、法人課税係までご連絡ください。
			吸収合併により存続する法人と消滅する法人の算定期間が重複する施設	(注3)		吸収合併の日が属する算定期間の合併法人に係る事業所税の資産割の算定対象となる事業所等で、吸収合併の日の前日までを算定期間とする被合併法人に係る事業所等と同一の敷地内に所在する事業所等

※ 減免に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

$$(注1) \quad \text{バス事業に係る減免割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{(\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}) \times 2}$$

$$(注2) \quad \text{休止施設の減免割合} = \frac{\text{休止期間の月数（休止した日の属する月の翌月から算定期間の末日）}}{12}$$

(注3) 減免対象となる期間及び減免対象床面積については、法人課税係へご相談ください。

(注) 事業所税の減免を受けようとする場合は

申告納付期限までに、「事業所税に係る減免申請書」(P. 54～55)に必要事項を記入し、減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、財政局税務部市民税課法人課税係に提出しなければなりません。(申告納付期限後に提出された場合は、受付できませんのでご注意ください。)

詳しくは、財政局税務部市民税課法人課税係（TEL：082-504-2093(直通)）へお問合せください。